

「国際研究開発／コファンド事業」公募説明会資料 よくある質問(FAQ)

Q: NEDO から日本企業への助成上限額および助成率は、相手国側でも同じか？

A1: 各国ファンディング機関毎に助成金のルールがあり、機関によって異なります。概要は当該公募ウェブサイトに掲載されている「国際研究開発／コファンド事業 概要資料(イスラエル、フランス、ドイツ、スペイン、チェコ)」の「相手国の支援内容」をご参照ください。

Q: 「交付決定は現時点では最長で 2021 年 3 月末まで」とのことだが、事業期間を 24 か月として提案することは可能か？

A2: 可能です。ただし 2021 年 4 月以降の交付決定については、2021 年度の関連政府予算の承認が条件となります。

Q: 相手国企業との共同研究開発の作業量および事業費は同じである必要があるのか？

A3: 同じ仕事量・事業コストである必要は必ずしもありませんが、あまりに片方に偏りがみられる場合は、国際共同研究開発の妥当性が低いと判断されることがあります。双方にそれぞれ研究開発要素が含まれ、また、相互補完的でバランスのとれた共同研究開発体制が組まれていることが望まれます。

Q: 採択決定後すぐに助成対象期間が開始されるのか？

A4: 採択決定後、事業内容の実施計画書、助成費用積算表等を含む交付申請書を作成いただき、それが受理された後、交付決定を行います。助成対象期間は交付決定をもって開始となります。なお、交付決定には、共同研究契約の締結が条件のひとつとなっていますのでご注意ください。

Q: 既にある程度共同研究が進んでいるものでも応募は可能か？

A5: 従来の成果をベースに、新たな研究開発目標を設定して提案することは可能です。

Q: 「外注費」と「委託費」の違いは何か？

A6: 「外注費」は研究開発要素のない業務(加工・分析、仕様書に基づく部品・機器製作等)を請負契約で発注する経費です。「委託費」は助成事業のうち、研究開発要素がある一部業務を第三者に委託するのに要する経費です(委託契約)。研究開発要素がある業務を「外注費」として計上することはできません。また、委託費・共同研究費の合計は、助成対象費用の総額の 50%未満である必要があります。

Q: 「共同研究契約」の締結のタイミングは？

A7: 相手国企業との調整は、早い段階から開始することをお勧めしておりますが、提案書(応募書類)の提出時点では、共同研究契約が締結されている必要はありません。ただし、採択後、交付決定(助成事業開始)までに速やかに共同研究契約が締結される必要があります。なお、採択決定後、日本側企業の知的財産権の保護の観点から、ドラフト段階の契約書を NEDO 事務局にて拝見させていただくことをお願いしております。

Q: NEDO の他の公募事業およびその他公的機関の公募事業との併願は可能か？

A8: 併願は可能です。ただし、同一の研究課題での公的資金の重複受給は認められません(選考の過程で重複確認が行われますので、二重に採択されることはありません)。提案書様式の中に、これまでに実施又は現在応募している NEDO を含む公的資金による類似の研究開発がある場合に申告していただく項目がありますので、ご記入をお願いいたします。

Q: パソコン、コピー機等の汎用性が高い(他の業務でも使用可能)物品について、機械装置費として計上することは可能か？

A9: 研究開発内容との関連性にもよりますが、汎用品については助成対象外となる可能性が高いです。当該研究以外では使用できないことを説明できるかどうか、レンタル品での対応が可能かどうか等をご検討ください。判断に迷う場合は NEDO 事務局にご相談ください。

Q: 処分制限財産について、具体的に何が対象となり、どのような制限があるのか？

A10: 「取得価格が単価 50 万円以上(消費税抜)の財産」が対象となります。これらを処分制限期間(=耐用年数)内に助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、廃棄等しようとする場合には、「財産処分承認申請書」を用いて、あらかじめ NEDO の承認を受けていただく必要があります。処分制限期間を過ぎた場合は、NEDO への報告等は不要です。NEDO が承認を行う場合は、原則として、当該財産の残存簿価相当額に助成割合を乗じた金額を NEDO へ納付することが条件となります。詳細は「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル(XII. 助成事業終了後の手続き等 1. 処分制限財産の処分)をご参照ください。